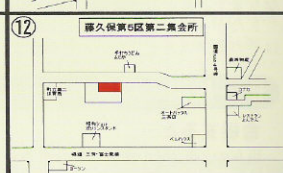
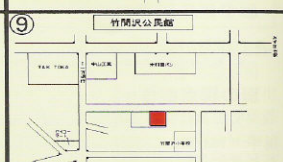
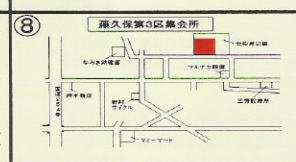
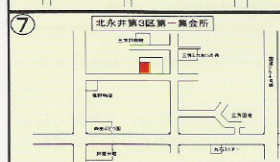
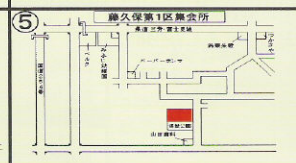
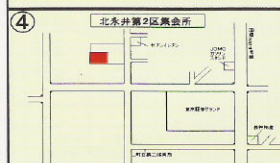
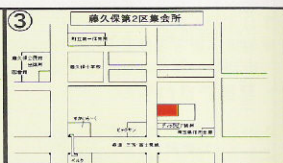
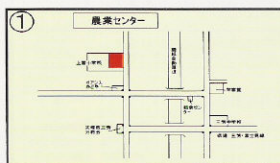


三芳町主催合併説明会開催一覧表

番号	開催日	時間	場 所
①	10月8日(水)	19:00~	農業センター
②	10月10日(金)	19:00~	みよし台第1区集会所
③	10月11日(土)	19:00~	藤久保第2区集会所
④	10月12日(日)	10:00~	北永井第2区集会所
⑤		15:00~	藤久保第1区集会所
⑥		18:30~	藤久保第4区第一集会所
⑦		10:00~	北永井第3区第一集会所
⑧	10月13日(月)	19:00~	藤久保第3区集会所
⑨	10月14日(火)	19:00~	竹間沢公民館
⑩	10月17日(金)	19:00~	上宮第1区集会所
⑪	10月18日(土)	13:00~	藤久保第6区集会所
⑫		19:00~	藤久保第5区第二集会所
⑬		13:00~	北永井第1区集会所
⑭	10月19日(日)	18:00~	上宮第3区第一集会所



三芳町長期財政計画

(各年度とも決算見込額。単位：百万円)

区	分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
町税		6,813	6,847	6,882	6,916	6,951	6,986	7,020	7,055	7,091	7,126	7,162	7,198	7,234	7,270	7,306
譲与税及び交付金		837	837	837	837	837	837	837	837	837	837	837	837	837	837	837
地方交付税		80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80
分租金・負担金・使用料・手数料		146	146	146	146	146	146	146	146	146	146	146	146	146	146	146
国・県支出金		550	550	550	550	550	550	550	550	550	550	550	550	550	550	550
繰越金		300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300
町債		975	500	300	850	900	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300
その他		146	61	61	61	61	61	61	61	61	61	61	61	61	61	61
歳入合計		9,847	9,321	9,156	9,740	9,825	9,259	9,294	9,329	9,365	9,400	9,436	9,472	9,508	9,544	9,580
人件費		2,870	2,867	2,840	2,795	2,795	2,795	2,795	2,795	2,795	2,795	2,795	2,795	2,795	2,795	2,795
物件費		2,040	2,000	2,081	2,101	2,123	2,144	2,166	2,187	2,209	2,231	2,253	2,276	2,299	2,321	2,345
維持補修費		177	179	181	183	184	185	188	190	192	194	196	198	200	202	204
扶助費		547	558	569	580	591	604	616	628	641	654	667	680	694	708	722
補助費等		952	962	972	981	991	1,001	1,010	1,020	1,030	1,041	1,051	1,062	1,072	1,083	1,094
公債費		997	947	954	1,016	954	937	908	949	1,012	1,019	1,044	1,072	1,019	965	937
普通建設事業費		1,384	870	734	1,289	1,425	867	876	824	750	730	694	653	693	704	772
その他		886	878	825	825	762	736	736	736	736	736	736	736	736	736	736
歳出合計		9,847	9,321	9,156	9,740	9,825	9,259	9,294	9,329	9,365	9,400	9,436	9,472	9,508	9,544	9,580

町税：住民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税などがあります。

地方交付税：普通交付税の額は0円、特別交付税を年間8千万円と見込んでいます。

その他：財産収入、寄附金、基金からの歳入金、譲り収入の合計額です。

人件費：町職員や特別職などに対する人件費です。

維持補修費：建物の修繕などに使われる経費です。

補助費等：親費金、補償金、団体に対する負担金や補助金などの経費です。

普通建設事業費：道路などの公共用・公用施設の整備・建設にかかる経費です。

譲与税及び交付金：地方譲与税、利子割交付金、地方特例交付金などが含まれます。

町債：町の借入。今後予想される事業に伴い、借入額を設定しています。

物件費：事務や事業を行うために使われる消費的な経費です。

扶助費：福祉の法律などに基づいて、住民に直接又は間接的に支給される経費です。

公債費：特定の事業のために借りた町債を返済するための経費です。

その他：基金への積立金、他会計への繰り出しなどの合計額です。

新市長期財政計画

(各年度とも決算見込額。単位：百万円)

区	分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
町税		30,145	30,145	30,145	30,145	30,145	30,145	30,145	30,145	30,145	30,145	30,145	30,145	30,145	30,145	30,145
譲与税及び交付金		3,891	3,891	3,891	3,891	3,891	3,891	3,891	3,891	3,891	3,891	3,891	3,891	3,891	3,891	3,891
地方交付税		8,959	8,884	8,865	8,704	9,384	9,389	9,790	10,091	10,348	10,668	10,545	10,129	9,675	9,185	8,547
分租金・負担金・使用料・手数料		1,926	1,925	1,925	1,925	1,925	1,925	1,925	1,925	1,925	1,925	1,925	1,925	1,925	1,925	1,925
国・県支出金		8,293	8,073	6,950	7,148	7,619	7,018	6,761	6,798	6,104	6,026	5,616	5,616	5,616	5,616	5,616
繰越金		1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250
市債		15,028	9,142	8,175	7,797	6,705	7,850	5,476	6,756	5,749	4,888	3,580	3,561	3,561	3,561	3,561
その他		3,423	3,771	3,635	3,551	3,559	3,470	3,191	3,123	3,123	3,123	3,123	3,123	3,123	3,123	3,123
歳入合計		72,914	67,081	65,396	64,409	64,478	64,938	62,419	63,989	62,535	61,916	60,045	59,629	59,175	58,685	58,047
人件費		16,381	16,235	15,890	15,435	15,073	14,693	14,190	13,814	13,392	12,997	12,407	11,666	11,177	10,735	10,312
物件費		11,488	11,371	11,255	11,141	11,027	10,915	10,804	10,694	10,585	10,477	10,372	10,269	10,166	10,064	9,964
維持補修費		552	546	541	536	530	525	520	514	509	504	499	494	489	484	479
扶助費		8,021	8,339	8,670	9,014	9,372	9,744	10,131	10,534	10,953	11,388	11,844	12,317	12,810	13,322	13,856
補助費等		7,543	7,468	7,394	7,320	7,247	7,175	7,104	7,033	6,963	6,894	6,825	6,757	6,689	6,622	6,556
公債費		5,062	5,948	5,879	5,816	6,327	6,570	6,915	7,214	7,203	7,164	6,999	7,057	6,945	6,821	6,525
普通建設事業費		12,676	10,763	9,386	8,956	8,511	9,025	6,364	7,795	6,539	6,101	4,708	4,678	4,508	4,246	3,965
その他		10,391	6,391	6,391	6,391	6,391	6,391	6,391	6,391	6,391	6,391	6,391	6,391	6,391	6,391	6,391
歳出合計		72,914	67,081	65,396	64,409	64,478	64,938	62,419	63,989	62,535	61,916	60,045	59,629	59,175	58,685	58,047

財政状況は、規模が拡大したから良くなるというものではありません。

合併による財政上の効果は、行政規模が大きくなることによるサービス提供のための経費節減や、人件費の削減などに現れると考えられます。

また、合併特例債を発行できるため、お金のかかる事業は合併しないときよりも行いやすくなります。しかし、合併特例債は借金ですから、返済にかかるお金は財政状況を圧迫していく要因のひとつとなります。そのため、合併特例債の適用については、慎重に検討を行う必要があります。

合併後10年間は、普通交付税について、旧市町単位で毎年度計算し、それを合算したものが保証されますが、国が進めようとしている三位一体の改革の中で、交付税を減らし税源を地方自治体へ移譲していくという動きが見られますので、全体的に普通交付税は減少していくと思われれます。

三芳町は普通交付税の不交付団体となっています。しかし、決して財政状況が良いというわけではありません。経常的にかかるお金を減らすため、地方債の繰上償還を行うなどの工夫をしながら財政運営を行っています。

国の三位一体の改革による普通交付税の減額がもたらす影響は、三芳町にとっては現状では非常に少ないと思われれます。逆に、税源の移譲が進めば、進んだ分の財源が増加する状況です。

公債費負担比率

(財政運営の硬直化を比較するために用いられる指標のひとつ。)



公債費負担比率とは、公債費に充てられた一般財源(使い道が限定されない財源)が一般財源の総額に占める割合を示すものです。

家計に例えると、使い道が限定されている収入はほとんどないと思われしますので、収入に対するローン返済額の割合と考えられます。

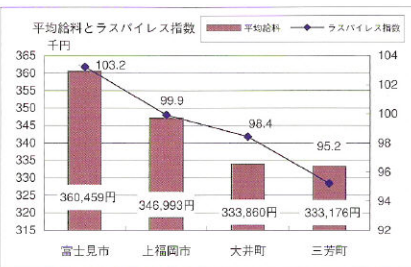
この指標は、率が高いほど財政が硬直化していると判断され、一般的に15%が警戒ライン、20%が危険ラインとされています。

左のグラフで示したように、町の公債費負担比率は、公債費のピークを迎える平成28年度が最も高く、全体的には11～13%の間で移行しています。また、新市では、平成23年度から警戒ラインである15%を超えていくと予想されます。

警戒ラインを超えたからといって、ペナルティが課せられる訳ではありませんが、財政が硬直化している状態であるため、慎重な財政運営が必要となります。

※一般財源の総額は、決算が終了して確定するものですが、今回は、財政計画上の、町税または市税・譲与税及び交付金・地方交付税・繰越金の合算を総額と仮定して計算しています。

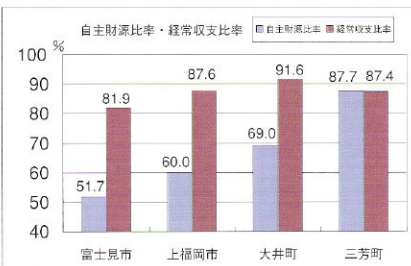
平成14年度決算から見る2市2町の財政



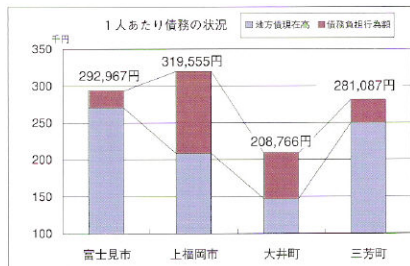
ラスパイレス指数: 市・町(地方公務員)の給与水準を、国(国家公務員)の給与水準と比較するために用いる統計上の指数。
国の給与水準を100とした場合、市・町がどれくらいの値となるかを見るもの。



財政力指数: 市町村の財政力を判断するための指標のひとつ。
指数が「1」以上の場合は普通交付税の交付がされず(不交付団体)、「1」未満の場合は普通交付税が交付されます(交付団体)。



自主財源比率: 歳入総額に占める自主財源(市・町税、分担金、負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金など)の割合。この数値が高いほど、行政の自主性や安定性が確保できるとされています。
経常収支比率: 市・町税、地方交付税など経常的に収入のある一般財源のうち、義務的経費を始めとする経常的な経費に使われた一般財源の割合。
この割合が高いほど財政が硬直化しているとされます。



地方債現在高と債務負担行為額の合計を、人口で割った結果。
地方債現在高: 今まで借り入れた地方債(借金)のうち、返済が終わっていない元金の合計額。
債務負担行為額: 債務負担行為額(地方債とは別に、後年度の支出を約束する行為の額)が確定したものの合計額。
表中の数字は、1人あたり地方債現在高と1人あたり債務負担行為額の合計額。

1 合併の期日及び方式

富士見市、上福岡市、大井町及び三芳町を廃止し、対等な立場で新市を設置する新設合併です。合併が決定した場合の、合併の期日は平成16年10月1日を予定しています。

2 新市の名称・住所

合併すると…。

新市名称は「ふじみ野市」となります。また、住所に含まれる「大字」は除かれます。

例：埼玉県入間郡三芳町大字藤久保1100番地1 が

↓
埼玉県ふじみ野市藤久保1100番地1 となります。

合併しないと…。

三芳町として存続します。名称や住所表記については、将来、市になったり住居表示が行われたりしない限り変わることはありません。

3 市役所の位置

合併すると…。

現在の三芳町役場が、新市の本庁舎となります。また、現在の富士見市役所・上福岡市役所・大井町役場はそれぞれ総合支所となります。なお、本庁舎及び各総合支所で取り扱う事務については、合併時まで調整をすることになっています。

別の視点から…。

新市で、新庁舎を建設するのは財政上非常に困難であるため、当面の間は、本庁舎の位置は変わらないと思われれます。しかし、各市町の庁舎をこれまでどおり維持管理していくとなると、それに係る財政負担が課題であり、将来にわたって変わらないとは言いきれません。

合併しないと…。

現庁舎を基本に、文化・行政拠点ゾーンの整備・充実を図り、まちづくりの核としての機能充実に努めます。

4 議員の定数及び任期

合併すると…。

現在の2市2町の現職議員数である85人が、合併特例法による在任特例を適用して、平成18年4月30日までの1年7ヶ月間、新市の議員となります。

在任特例の期間が終了した後の定数については、合併協議会では確認していませんが、地方自治法では旧市町の議会の議決が必要で、その上限は38人となっています。

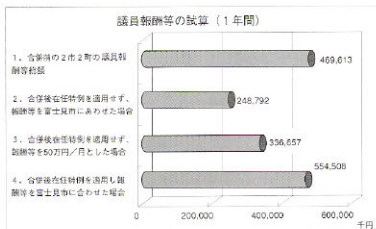
別の視点から…。

まだ、議員報酬等については協議されていないため、あくまでも試算となりますが、新市建設計画の財政計画では、在任特例期間中は右上のグラフの「4」を採用し、在任特例終了後は「3」を採用することとして計算しています。

また、85人の議員が審議できる議場は、現在の2市2町にはありませんので、その確保についても問題となります。

合併しないと…。

三芳町議会では、平成15年4月に議員定数を20人から16人に減員し、議会運営の効率化に努めています。



※在任特例とは？

合併特例法に定められている特例のひとつ。
本来、地方自治体では、合併が行われた場合、合併前の議員は全て身分を失い、合併後の50日以内に新たな議員の選挙を行うとしていますが、在任特例を適用することで、各市町の議員は、選挙を行わずに新市の議員として最長2年間の在任が認められます。

5 地方税の取扱い

合併すると…。

「地方税」

税目		三芳町の 税率または税額	新市の 税率または税額	合併前との比較	
住民税※	所得割	3～10%までの 3段階	3～10%までの 3段階	三芳町	地方税法の標準税率を適用しているため変わりません。
				大井町	
	上福岡市				
	富士見市				
均等割	2,000円 人口5万人未満 の市と町村	2,500円 人口5万人以上 50万人未満の市	三芳町	年間500円の負担増となります。	
			大井町	変わりません。	
上福岡市					
富士見市					
法人住民税※	所得割	14.0%	資本金 3,000万円 以上の法人	14.0%	三芳町 変わりません。
			大井町	0.7%の負担軽減になります。	
			上福岡市		
			富士見市		
	均等割	5～300万円の 9段階	5～300万円の 9段階	三芳町	1.7%の負担軽減になります。 (約1,000余の法人が対象となります。)
				大井町	変わりません。
上福岡市					
富士見市					
軽自動車税	1,000円～ 7,200円	1,000円～ 7,200円	大井町	地方税法の標準税率を適用しているため変わりません。	
町たばこ税	1,000本につき 2,977円	1,000本につき 2,977円	上福岡市		
固定資産税	1.4%	1.4%	富士見市		
都市計画税	0.2%	0.2%	三芳町	変わりません。	
			大井町	0.1%の負担軽減となります。	
			上福岡市	0.05%の負担軽減となります。	
			富士見市		

※「住民税」及び「法人住民税」については、所得割と均等割の合算額が税額となります。

注) 税法等の改正が行われた場合は税率の変更などがあります。また、社会情勢の変化などにより、合併にかかわらず税額は変わる場合があります。

別の視点から…。

三芳町の住民から見ると、個人市民税は年間500円の増となります。法人市民税については、三芳町の現行税率(14.0%)にあわせ、特例として12.3%の税率を設けることによって、町内の一部の法人が若干の減税となります。都市計画税は三芳町の0.2%に合わせますので、現在と変わりません。

したがって、他市町の住民にとっては、合併することによる減税効果がありますが、三芳町の住民にとってはその効果はあまりないと思われます。

6 一般職の職員の身分の取扱い

合併すると…。

現在の2市2町の職員は、全員新市の職員となります。

給料については、現給を保证することとしています。

一般事務職の現状(平成14年度決算より)

	富士見市	上福岡市	大井町	三芳町
職員数	649人	434人	322人	312人
平均年齢	43.1歳	42.3歳	41.7歳	42.4歳
平均給料	360,459円	346,993円	333,860円	333,176円

別の視点から…。

職員の身分は新市に引き継がれますので、合併時に職員数が大幅に減ることはありません。また、現給を保証していますので、仮に、富士見市職員の平均給料に他市町の職員給料を合わせると、1年間で約2億7,500万円の人件費の増(平成14年度決算ベースで算出)となります。したがって、合併による人件費の削減効果は、退職者の補充を抑制することによるものしか見込めません。

合併しないと…。

現在、職員手当の見直しにより人件費の削減を図っていますが、今後も、定員適正化を進め、経費削減に努めていきます。

7 一部事務組合の取扱い

合併すると…

入間東部地区衛生組合及び入間東部地区消防組合は、合併の前日に解散し、全ての事務及び財産が新市に引き継がれます。

埼玉県市町村消防災害補償組合、埼玉県市町村職員退職手当組合、埼玉県市町村交通災害共済組合及び志木地区衛生組合は、合併の前日に当該組合から脱退し、新市が合併の日に当該組合に加入します。

合併しないと…

現在、一部事務組合で行っている事務は、消防やし尿処理など、生活に無くてはならないものがありますので、継続して行っています。

8 使用料、手数料の取扱い

合併すると…

公民館、グラウンド、文化会館などの施設使用料は、当面現行のとおりです。ただし、使用料の減免基準等については、合併時に統一することとしています。

住民票や税証明書等の発行に関する手数料についても合併時まで統一することとしています。

使用料・手数料について、具体的な数字が示されていませんが、「負担は低く」を基本としていますので、大幅な変更は無いと思われます。また、施設使用料については、各々の施設に応じた料金設定を行うこととなっています。

別の視点から…

使用料・手数料について、全てを低く設定することによって将来の財政運営に支障をきたす可能性も考えられますので、合併時に設定した料金が今後維持される保証はないと思われる。

合併しないと…

三芳町では、使用料・手数料について、現在のところ見直しを行っているものではありません。

	富士見市	上福岡市	大井町	三芳町
事務手数料 (1件につき) [円]				
税務課申請書	200	150	150	200
住民票・印鑑証明	200	150	150	200
証明				
戸籍謄本・抄本	450			
運動場の使用料 [円]				
野球場	平日(午後)	2時間	2時間	2時間
	1,500	1,500	600	2,500
テニスコート	平日(午後)	2時間	2時間	2時間
	1,000	400	600	600
プール	500	400	600	—
福祉施設 (市町内在住者；ただし60歳以上は無料)				
老人福祉センター	無料	200	300	200
放置自転車等撤去保管手数料				
自転車1台	1,000	1,000	—	—
軽自動車1台	1,000	2,000	—	—

9 国民健康保険事業の取扱い

合併すると…

国民健康保険税の賦課方式及び税率は、新市になった後で速やかに統一することとしています。ただし、統一までの間は旧市町の現行制度のままとなります。賦課方式及び税率を統一する場合に、現行の賦課方式に相違があるため、三芳方式にするか、1市2町方式にするかにより税率及び税額が変わります。

保険給付、高額療養費限度額等については現行のとおりです。

別の視点から…

国民健康保険会計は、財源の不足分を一般会計から繰り入れており、平成15年度当初予算で2市2町合わせて約24億1千万円の繰入を行っています。合併しても、多額の財源不足状態は続くと思われるので、一般会計からの繰入や国民健康保険税の引き上げを行う必要が生じると考えられます。

合併しないと…

三芳町では、平成12年度から賦課方式を2方式(所得割と均等割)に改正し、事務の効率化を図っています。

	富士見市	上福岡市	大井町	三芳町
賦課方式 税率 (区別保険区分)				
所得割	7.8%	7.8%	6.9%	8.3%
資産割	33.0%	33.0%	30.5%	—
均等割	12,000円	12,000円	16,900円	24,000円
平等割	15,000円	15,000円	16,200円	—
限度額	50万円	50万円	52万円	52万円
国民健康保険会計の 1. 国民健康保険 2. 国民健康保険 3. 国民健康保険 4. 国民健康保険 5. 国民健康保険 6. 国民健康保険 7. 国民健康保険 8. 国民健康保険 9. 国民健康保険 10. 国民健康保険				
1. 国民健康保険	583,154,000円	428,898,550円	367,426,000円	179,480,000円
2. 国民健康保険	(16,822円)	(21,422円)	(26,070円)	(114,301円)

10 介護保険事業の取扱い

合併すると…

新市で合併後直ちに介護保険計画を策定します。介護保険料は、平成18年度に改定を行うまでは、現行のとおりです。

利用サービス及びサービス利用料についても現行のとおりとなります。

別の視点から…

新市の介護保険料は、新市の介護被保険者にかかる介護サービスの費用見込額の内、利用者負担を除いた額を基に算出されます。今後、高齢社会の到来により、介護保険サービスの需要は一層大きくなり、それに対する経費も増加していくと考えられます。

合併しないと…

現在は、平成15年に策定された第2期介護保険事業計画により運営されています。今後も、長期的に安定した保険財政の運営に努めていきます。

	富士見市	上福岡市	大井町	三芳町
1号料率（65歳以上）	平成15年度改定（3年1度改定）			
第1段階 生活保護世帯等	基準額×0.5 15,600円	基準額×0.35 10,500円	基準額×0.5 16,800円	基準額×0.5 15,600円
第2段階 住居転居課税世帯	基準額×0.75 23,400円	基準額×0.65 19,500円	基準額×0.75 25,200円	基準額×0.75 23,400円
第3段階 本人住民非課税	基準額 (月2600円)	基準額 (月2500円)	基準額 (月2800円)	基準額 (月2600円)
第4段階 本人合計所得金額200万円未満	基準額×1.25 39,000円	基準額×1.35 40,500円	基準額×1.25 42,000円	基準額×1.25 39,000円
第5段階 本人合計所得金額200万円以上	基準額×1.5 46,800円	基準額×1.62 48,600円	基準額×1.5 50,400円	基準額×1.5 46,800円
第6段階 本人合計所得金額800万円以上		基準額×1.7 51,000円		
保険料軽減措置			生活困窮者	

11 清掃事業の取扱い

合併すると…

ごみの収集・分別方法及び収集回数については、当面現行のとおりです。また、ごみの処理手数料等についても、現行のとおりです。

なお、新市が作成する一般廃棄物処理計画に基づき統一することとしています。

別の視点から…

粗大ごみの処理手数料や回収方法について、2市2町で違いがあります（富士見市と大井町は有料）が、当面現行のとおりとなるため、新市になっても旧富士見市域や旧大井町域で出た粗大ごみを、旧三芳町の清掃工場へ持ち込めば無料という現象が予想されます。

	富士見市	上福岡市	大井町	三芳町
ごみの収集	5曜14分別	6曜14分別	6曜21分別	6曜16分別
方法（分別）	1可燃物 2不燃物 3資源ごみ 4粗大ごみ 5有害ごみ	1可燃物 2不燃物 3資源ごみ 4粗大ごみ 5有害ごみ 6その他7/3	1可燃物 2不燃物 3資源ごみ 4粗大ごみ 5有害ごみ	1可燃物 2不燃物 3資源ごみ 4粗大ごみ 5有害ごみ 6その他7/3
ごみの収集回数	週2回	週2回	週2回	週2回
不燃物	週1回	隔週	4週1回	隔週
資源ごみ	週1回	隔週	隔週	隔週
粗大ごみ	予約制	隔週	4週1回	隔週
有害ごみ	週1回	隔週	4週1回	隔週
資源ドラ	週1回	週1回	隔週	週1回
ごみ集積所数	2,150	2,085	1,188	804

合併しないと…

平成14年12月から、可燃物については上福岡市で、粗大ごみについては三芳町で共同処理を行っており、今後もその体制を維持するとともに、住民負担増の抑制に努めていきます。

12 教育制度の取扱い～学校教育事業～

合併すると…

通学区については、当面の間現行のとおりとなります。なお、合併後に、学校の適正規模、適正配置の検討と合わせて通学区の見直しについて検討することとしています。

現在、三芳町で行っている私立高等学校等入学準備金融資産あっ旋制度については、貸付制度へ移行し実施することとなります。その他の事業については、サービスが高い市町に調整をして実施することとしています。

給食センターの業務は当面現行のとおりとします。ただし、実施日数や単価などについては合併時まで統一することとしています。

	富士見市	上福岡市	大井町	三芳町
小学校				
学校数	12	6	6	5
生徒数	179	90	95	64
児童数	5,594人	2,626人	3,018人	2,024人
中学校				
学校数	6	3	3	3
生徒数	66	34	34	29
生徒数	2,341人	1,161人	1,149人	938人
養護学校	50人	富士見非養護学校（富士見町・大井町対象）		
学校給食・給費（円）				
小学校	3,500円	3,850円	3,900円	3,600円
中学校	4,100円	4,500円	4,500円	4,200円
私立幼稚園（園補助額）（円）				
園庫補助	5,600円	1,000円	2,200円	0,000円
園庫補助	13,000円	12,000円	11,000円	12,000円
※上福岡市：園庫補助額の有無にかかわらず支給する。				

別の視点から…。

学校の適正規模、適正配置を検討する際、児童・生徒数の少ない学校の見直しは避けられないと思われる。また、旧市町境の通学区についても、当面の間は、通学に便利な学校を選ぶことは難しいと思われる。

合併しないと…。

学校配置及び通学区域については現行のとおりとします。

私立高等学校等入学準備金融資産あっ旋制度については、貸付制度へ移行する方向で検討していきます。

給食センターについては、施設の老朽化が進んでいますが、安全でおいしい学校給食をお届けできるよう、施設の改修等を行いながら運営をしていきます。

13 福祉関係事業の取扱い

合併すると…。

新市で、障害者福祉計画、高齢者福祉計画、児童育成計画、保育所の組織・運営・配置基準等の計画を策定し、その計画に基づき事業を実施することとしています。

現行の助成制度や手当については、2市2町で相違のないものは現行のとおりとし、相違のあるものは現行を基準に合併時に統一することとしています。

学童保育室・児童クラブは新市に引き継ぎ、現行制度に留意しながら、保育料・対象学年・運営形態等について新市で速やかに調整することとしています。

保育所は新市に引き継ぎ、一時保育及び延長保育、保育料については新市で統一することとしています。

別の視点から…。

学童保育室については、三芳町の公設公営で行っており、他の市町と管理形態について大きな差があります。現行制度に留意しながら、運営形態等について検討することになっていきますが、これまでも同様の形態が継続される保証はないと考えられます。

保育所の保育料は、新市において統一されますが、国の基準を参考にしながら適正な保育料を算出することとしており、現在の保育料が上がるか下がるか具体的な方向性が出ていないのが現状です。

合併しないと…。

町独自の施策である学童保育室の公設公営の維持、保育所の増改築事業はもとより、精神障害者小規模作業所「みよ子工房」の設置・運営について充実を図ります。また、子育てのしやすい環境づくりを目指し、待機児童問題解消に向け努力するとともに、子育て支援センターや、みどり学園の運営を続けていきます。

	富士見市	上福岡市	大井町	三芳町
障害者福祉計画	障害者計画	障害者長期計画	大井町	福祉計画
重度障害者医療受給者	高齢者手帳1級・3級受給者手帳 注1/2月間/2施設			
在宅重度心身	身体1・2級 介護費A・B 8,000円	身体1・2級 介護費A・B 6,000円	身体1・2級 介護費A・B 5,000円	身体1・2級 介護費A・B 5,000円
		身体3・4級 介護費C 4,000円		
		身体0・0級 介護費D 4,000円		

	富士見市	上福岡市	大井町	三芳町
高齢者福祉計画	高齢者福祉計画	高齢者福祉計画	高齢者福祉計画	福祉計画
老人福祉施設	老人福祉センター 介護付・介護付 ケアセンター ケアセンター	老人福祉センター 介護付・介護付 ケアセンター	老人福祉センター	老人福祉センター
お祭り老人会 手帳	老人会手帳 1級、1.00円/月	老人会手帳 2級、0.00円/月	老人会手帳 5,000円/月	老人会手帳 5,000円/月
		老人会老人手帳 5,000円/月	老人会老人手帳 3,000円/月	
一人暮らし老人 福祉相談・その他 に福祉支援サー ビス	入居相談・訪問 サービス・福祉 相談システム・官 民連携サービス 日常生活援助付 介護・ショート ステイサービス	入居相談・訪問 サービス・福祉 相談システム・官 民連携サービス 日常生活援助付 介護サービス	入居相談・訪問 サービス・福祉 相談システム・官 民連携サービス 日常生活援助付 介護サービス	入居相談・訪問 サービス・福祉 相談システム・官 民連携サービス 日常生活援助付 介護サービス
高齢者 住宅	無し	有り	有り	有り
高齢者 福祉	福祉課	福祉課	福祉課	福祉課
高齢者福祉関係 事業	福祉課高齢課 福祉課高齢課 福祉課高齢課	福祉課高齢課 福祉課高齢課 福祉課高齢課	福祉課高齢課 福祉課高齢課 福祉課高齢課	福祉課高齢課 福祉課高齢課 福祉課高齢課

	富士見市	上福岡市	大井町	三芳町
保育所人口	5,886名	2,827名	3,322名	2,188名
保育所・保育 室	保育所・11カ所 保育室・1カ所	保育所・5カ所	保育所・4カ所	保育所・3カ所
保育時間	月～土 8:30 ～18:30	月～土 8:00 ～18:00 土 8:00～ 12:00	月～土 8:11 ～18:11 土 8:11～ 11:00	月～土 8:30 ～18:30
一時保育	公立3カ所 1,500円/月 期間保育 1時間500円	公立1カ所 1,500円/月 期間保育 1時間500円	公立1カ所 1,700円/月 (3時間保育) 1,400円/日 (3時間以上) 1時間500円	公立1カ所 1,700円/月 (3時間保育) 1,400円/日 (3時間以上) 1時間500円

	富士見市	上福岡市	大井町	三芳町
児童館等	児童館 ・1カ所	児童館 ・6カ所		児童館 ・3カ所
障害児 デイサービス	みどり学園			みどり学園
児童手当 月/月 額(国調額)	1・2子5,000円 3子～10,000円			
児童扶養手当 母子 医療費/月額	42,370円 2子、5,000円加算 3子～3,000円加算			
特別児童手当 (障害児/月)	重度51,550円 中度34,330円			
児童クラブ 学童保育室	児童福祉クラブ (法人委託)	児童館で実施	児童クラブ6カ所 (委託)	学童保育室4カ所
ひとり親 家庭 就業支援費	30,000円 高校等入学費			支給品

14 文化・コミュニティ施策事業関係

<水道事業>

合併すると…

水道料金は、三芳町を基準にして設定しますので、変更ありません。

別の視点から…

水道事業会計は、平成14年度決算において三芳町は約850万円の欠損（赤字）が出ています。合併による人件費等削減効果を考慮しても、三芳町以外の2市1町分の料金を引き下げること、その額は年々大きくなると予想されます。また、現在各市町において老朽管の更新事業（耐震構造による鉄管布設事業）を進めていますが、未整備の箇所が多く残されており、通常の維持管理経費に加えて、多額の事業費が必要となると思われます。

合併しないと…

老朽管の更新事業については、平成16年度で完了しますので、今後は投資的な事業費は削減の方向です。現状の料金を維持していくため、経費節減等を推進していきます。また、水道料金については、コンビニエンスストアでのお支払いができるよう、現在準備を進めています。（平成15年度中に実施予定。）

	富士見市	上福岡市	大井町	三芳町
水道料金（口径13mm・2か月分・税込）				
2.0m	1,890円	1,900円	1,743円	1,575円
6.0m	7,350円	5,800円	6,027円	5,775円
水道料用加入金（税込）				
13mm	147,000	106,000	121,800	157,000
2.0m	262,500	206,000	226,800	216,000

<下水道事業>

合併すると…

下水道料金については、上福岡市の料金を基準に設定しますので、若干の値下げになります。

別の視点から…

下水道事業会計には、2市2町合わせて約17億3千万円（平成15年度当初予算）を一般会計から繰り出して事業を行っています。各市町の下水道普及率に開きがあり（三芳町の普及率は約95%）、合併後の市町間格差の是正という観点から考えると、普及率の低いところへの投資が多くなるものと思われます。

合併しないと…

下水道普及率、水洗化率ともに、約95%でほぼ終了していますが、未整備地区への事業の推進と未接続者への接続啓発を進め、公共下水道の早期完成を目指します。

	富士見市	上福岡市	大井町	三芳町
下水道料金（2か月分）				
2.0m	1,050円	1,000円	1,018円	1,260円
6.0m	3,973円	3,700円	3,759円	4,305円
下水道受替率負担金（1㎡当たり）				
市街化区域	430円	270円	350円	400円
調整区域	510円	740円	1,010円	400円

15 文化・コミュニティ施策事業関係

合併すると…

地域・地区集会所については、当面現行のとおりとなります。ただし、管理、所有形態については、従来からの経緯・実情等に配慮しながら、公平性の観点から新市で随時見直しをすることとしています。

別の視点から…

2市2町では、集会所の管理、所有形態に違いがあります。合併した場合、公平性の観点から見直しをするとしており、三芳町で行っている集会所の建設や大きな修繕の全額公費負担については継続される保証はありません。

合併しないと…

今後ともできる限り、現在の集会所建設や大きな修繕の全額公費負担が続けられるよう努めていきます。

	富士見市	上福岡市	大井町	三芳町
地域・地区集会所				
箇所数	山笠集会所 他47か所	1丁目町内 集会所 他25か所	西ヶ丘1丁目 集会所	上宮1区 集会所 他13か所
所有	市所有23 地元町会25	市所有2 町内会11 自治会12 公園2	自治会1	町所有20

富士見市・上福岡市・大井町・三芳町合併協議会 協定項目一覧

	協定項目	確認状況		協定項目	確認状況
1	合併の方式	○	25	教育制度の取扱い	—
2	合併の期日	○		①学校教育事業	△
3	新市の名称	○		①社会教育事業	△
4	新市の事務所の位置	○	26	その他の必要な協定項目	—
5	議員定数及び任期の取扱い	△		①女性政策事業関係	△
6	農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	○		②姉妹都市、国際交流関係	△
7	地方税の取扱い	○		③電算システム事業関係	×
8	一般職の職員の身分の取扱い	△		④広報広聴関係事業関係	△
9	地域審議会の設置の取扱い	△		⑤消防・防災関係事業関係	△
10	新市建設計画の作成	○		⑥交通関係事業関係	△
11	財産及び公の施設の取扱い	○		⑦保健事業関係	△
12	特別職の職員の身分	△		⑧各種福祉制度関係	—
13	条例・規則の取扱い	△		ア障害者福祉事業関係	△
14	組織及び機構の取扱い	△		イ高齢者福祉事業関係	△
15	一部事務組合等の取扱い	○		ウ児童福祉事業関係	△
16	使用料、手数料の取扱い	△		エ保育事業関係	△
17	公共的団体等の取扱い	△		オ生活保護事業関係	△
18	補助金、交付金等の取扱い	×		⑨環境対策事業関係	△
19	行政連絡機構の取扱い	×		⑩農林水産事業関係	△
20	町・字名の取扱い	○		⑪商工観光事業関係	△
21	慣行の取扱い	×		⑫勤労者・消費者関連事業関係	△
22	国民健康保険事業の取扱い	△		⑬都市計画・建設関係事業関係	△
23	介護保険事業の取扱い	△		⑭上下水道事業関係	△
24	清掃事業の取扱い	×		⑮文化・コミュニティ施策事業関係	△

○は、具体的に内容が決定したものの。

△は、合併時までには統一するもの。料金等の負担については未定のもの。

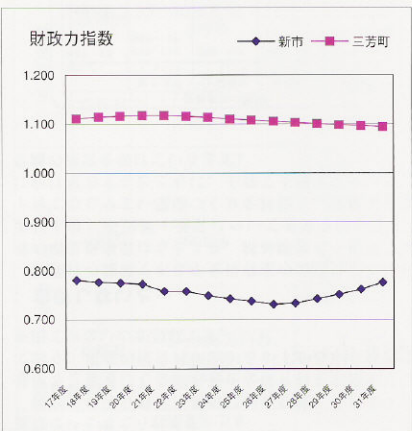
×は、合併後に調整を行うもの。

主な協定項目の説明が、裏面にありますので御覧ください。

<財政指標> 町と新市の財政指標比較

財政力指数

(普通交付税の計算により出される、地方公共団体の財政力の強弱を示す指標。)



財政力指数とは、市町村の財政力を判断するための指標のひとつであり、指数が「1」以上の場合は普通交付税の交付がされず(不交付団体)、「1」未満の場合は普通交付税が交付されます(交付団体)。

これを家計に例えると、収入(給料)と支出(生活費)が同額である場合、指数が「1」となります。つまり収入が支出を上回るとき指数は「1」を超え、その逆の場合は指数は「1」を下回ることになります。

左のグラフに表したとおり、町の財政力指数は、今後も1を超え不交付団体であると予想されます。一方、新市の財政力指数は、0.7~0.8の間で動いており、普通交付税の交付を受けると予想できます。

普通交付税については、今後、国の方針により減少していくものと思われます。

合併をするしないにかかわらず、これまで以上に地方公共団体は自力で財源を確保し、行財政改革を進め、財政の健全化を進めていく必要があります。

義務的経費比率

(財政運営の硬直化を比較するために用いられる指標のひとつ。)

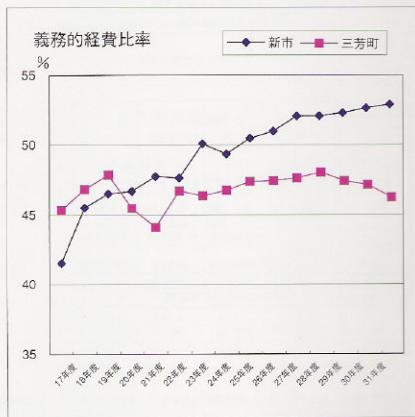
義務的経費比率とは、義務的経費(人件費・扶助費・公債費)の歳出総額に占める割合のことです。

これを家計に例えると、食費や光熱費など生活に必要な不可欠な支出が義務的経費といえます。これらの出費の比率が大きければ、余暇のための支出や家の増改築などのための備えに廻すお金が出しにくくなるということです。

自治体に置き換えれば、義務的経費以外の経費(道路整備、施設の維持補修、補助金等)の額が少なくなり、財政が硬直化しているということになります。

右のグラフに示しているように、町が45~48%の間を移行しているのに対し、新市では右肩上がりとなっています。これは、新市で借り入れる合併特例債の返済のためのお金が要因のひとつであると考えられます。

これらの義務的経費を減らすのは非常に困難なことですが、返済期限前に借金を返済することによる公債費の削減や、職員数の計画的な管理による人件費の削減などの方法により努力することが必要であると考えます。



合併すると財政規模が拡大して、弾力的な財政運営の実現が可能としています……。

これらの指標から見ると、新市の財政は年々硬直化が進んでいく傾向にあり、弾力的な財政運営の実現を図るのは、難しい状況にあると思われます。